

公益社団法人畜産協会わかやま 職員数および職員の給与に関する情報

1 職員数

(1) 職員数

区 分	R5.4.1 現在	R4.4.1 現在
職員数	計 7 名	計 8 名

(2) 職制別職員数

区 分	事務局長	事務局次長	係主任	係員	嘱託職員	臨時職員
R4.4.1 現在	1 名	1 名	1 名	3 名	2 名	なし
R5.4.1 現在	1 名	1 名	1 名	2 名	2 名	なし

(3) 身分別職員数

区 分	統括畜産コンサルタント	畜産コンサルタント	事務職員	畜産技師
R4.4.1 現在	4 名	なし	2 名	なし
R5.4.1 現在	3 名	なし	2 名	なし

2 職員給与の状況

(職員数が少ないので金額の表示は差し控えさせていただきます。)

区 分	職員数	給与		
		給料	手当	計
令和 4 年度	6 名	別添「職員給与規程」に基づき支給した。		

(手当の内訳)

扶養手当	地域手当	通勤手当	期末手当	住居手当	時間外勤務手当	管理職手当	統括畜産コンサルタント手当
別添「職員給与規程」に基づき支給した。							

3 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(職員数が少ないので金額の表示は差し控えさせていただきます。)

区 分	職員数	平均年齢	平均給料月額
R4.4.1 現在	6 名	46.5 歳	別添「職員給与規程」に基づき支給した。
R5.4.1 現在	5 名	43.6 歳	別添「職員給与規程」に基づき支給した。

4 職員の初任給の状況

(職員数が少ないので金額の表示は差し控えさせていただきます。)

5 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

(職員数が少ないので金額の表示は差し控えさせていただきます。)

区 分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
大学卒	別添「職員給与規程」に基づき支給した。		
短期大学(2年制)卒	(対象者なし)	(対象者なし)	(対象者なし)
高校卒	(対象者なし)	(対象者なし)	(対象者なし)

6 職員手当の状況

(1) 扶養手当 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

区 分	支給月額
配偶者	6,500円
子	10,000円

父母等	6,500円
満16歳から満22歳までの子	5,000円加算

(2) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給対象地域	支給率
和歌山市及び橋本市	5%
その他の県内市町村	1.5%

(3) 通勤手当 (令和5年4月1日現在)

支給要件	通勤手当の月額
通勤距離が片道2Km以上で、交通機関を利用し又は交通用具を使用して通勤している職員	交通機関 6ヶ月定期の1月分 限度額 55,000円
	交通用具 2,000円から距離に応じて支給 (二輪) 限度額 31,600円、(四輪) 限度額 44,300円
	駐車料金 (パークアンドライド) 公共交通機関と交通用具の併用による通勤のための駅周辺にある駐車場の駐車料金の1/2 (上限 3,000円)

(4) 期末手当 (令和5年4月1日現在)

区 分		6月期	12月期	計	備考
期末手当	在職期間別	1.20月分 (0.675月分)	1.20月分 (0.675月分)	2.40月分 (1.35月分)	かっこ内は定年後嘱託職員に適用
	勤務期間別	1.00月分 (0.475月分)	1.00月分 (0.475月分)	2.00月分 (0.95月分)	
役職加算措置				有	

(5) 住宅手当 (令和5年4月1日現在)

支給要件	支給月額
住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	最高 27,000円

(6) 時間外勤務手当

令和3年度	支給総額	516千円
	職員1人当たり平均支給年額	86千円
令和4年度	支給総額	459千円
	職員1人当たり平均支給年額	77千円

(7) 管理職手当 (令和5年4月1日現在)

事務局長手当 月額13,306円。  
なお、経験年数に応じて加算措置有り。

(8) 総括畜産コンサルタント手当 (令和5年4月1日現在)

支給要件	支給月額
総括畜産コンサルタント有資格者であって、任用された職員	10,000円

(9) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

区 分		支給額等	
支給率		自己都合 (月分)	勸奨・定年 (月分)
	勤続20年	23.50	24.586875
	勤続25年	33.50	33.27075
	勤続35年	47.50	47.709
	最高支給限度額	60	47.709
	その他加算措置	なし	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
	退職時特別昇給	なし	
退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額の60月分	
1人平均 (令和3年度決算)		なし	

# 職員給与規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 公益社団法人畜産協会わかやま（以下「協会」という。）の職員の給与は、この規程の定めるところによる。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、職員就業規程第2章に基づき採用された雇用期間に定めのない職員に適用する。

2 嘱託、臨時雇用職員については、別に定めるところによる。

### (給与の体系)

第3条 協会の職員の給与は、特に定める場合のほか、月額給とする。

### (給与の支払日)

第4条 給与は、特に定めるもののほかは、毎月21日に支給し、その日が休日にあたる時は、順次繰り上げて支給する。

### (給与の計算方法)

第5条 職員に支給する給与は、その月の初日から末日までの給料、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、管理職手当並びに総括畜産コンサルタント手当を、前条第1項に定める支給日に支給する。

2 時間外勤務手当は、前月の初日から末日までの合計を、前条第1項に定める支給日に支給する。

3 新任、復職及び昇給の場合、その月の給与は、発令の日より日割計算する。

4 退職、休職及び死亡の場合は、その月の給与は、全額これを支給する。

### (給与の支払と控除)

第6条 給与は、租税公課、社会保険の個人負担及びこれらに準ずるものを控除し、現金で直接本人に対して支払う。ただし、本人の申し出により本人の口座に振り込む事ができる。

### (給与の非常時払い)

第7条 職員又はその収入によって生計を維持する者に出産、疾病、災害等の臨時の出費を必要とする事情が生じた場合に、職員から請求があったときは、給与支払日前であっても、既往の労働に対する給与を支払う。

## 第2章 給料及び手当

### (給与の種目)

第8条 職員の給与は、つぎのとおりとする。

(1) 給料

(2) 諸手当（扶養手当、地域手当、通勤手当、期末手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当、総括畜産コンサルタント手当）

(3) 退職給与金

2 職員の給料は、別表の給与基準により、予算の範囲内で会長が定める。

(特別手当)

第9条 会長は、必要と認めた場合は、第8条に規定する給与のほか、特別手当を支給することができる。

(初任給)

第10条 新たに採用したものの初任給については、その職歴及び経験等を考慮して会長が定める。

(昇給)

第11条 職員が現に受けている号俸を受けるにいたったときから、12ヶ月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、毎年4月1日において、定期に4号上位の号給に昇給させることができる。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、和歌山県職員給与に関する条例第14条に準じ支給する。

2 扶養手当の支給を受けようとするものは、扶養手当支給申請書を提出して、認定を受けなければならない。

3 会長は、認定について必要と認めたときは、扶養の事実を証する書類の提出を求めるものとする。

4 扶養親族に異動があったときは、遅滞なく扶養親族異動届を提出しなければならない。

5 扶養手当の支給または増額は、届出の日から実施し、支給の停止または減額は、事実発生の翌月から実施する。

(地域手当)

第13条 地域手当は、和歌山県職員給与に関する条例第14条の2に準じ支給する。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、和歌山県職員の給与に関する条例第15条に準じ支給する。ただし、同条第3項は適用しないものとする。

2 住居の変更その他により、通勤のため交通機関を利用する運賃又は交通用具の使用距離に増減が生じたときは、速やかに届出るものとする。

(期末手当)

第15条 期末手当は、原則として、下記の算定対象期間に在籍した職員に対し、下記の支給日に支給する。ただし、協会の業績の著しい低下その他やむを得ない事由により、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

算定対象期間	支給日
12月2日から6月1日まで	6月30日
6月2日から12月1日まで	12月10日

2 期末手当の額は、協会の業績及び労働者の勤務成績などを考慮して各人ごとに決定する。

(住宅手当)

第16条 住宅手当は和歌山県職員給与に関する条例第14条の5に準じ支給する。

(時間外勤務手当)

第17条 時間外勤務手当は、正規の労働時間を超えて勤務することを命じられた職員に対し、正規の労働時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、労働時間1時間につき、次の計算方法により算出した額とする。

$$1 \text{ 時間当り単価} = \frac{\text{給料月額} + \text{地域手当}}{\text{年間平均1ヵ月の所定労働時間数 (注)}} \times 1.25$$

$$\text{(注) 年間平均1ヵ月の所定労働時間数} = \frac{\text{年間の暦日} - \text{所定休日数}}{12 \text{ ヵ月}} \times 1 \text{ 日の所定労働時間}$$

\*1日の所定労働時間＝午前8:50～午後5:10(休憩時間を除く) 7.5時間とする。

\*所定休日数＝土曜日及び日曜日、祝日、年末年始の休日

\*休日勤務の場合は3.5割増。時間外労働と深夜労働が重なる場合は、5割増。また、休日労働と深夜労働が重なる場合は、6割増とする。

\*深夜労働＝午後10時～翌日の午前5時までとする。

(管理職手当)

第18条 会長は管理又は監督の地位にある職員のうちその特殊性を認められる者に対して、管理職手当を支給することができる。

(総括畜産コンサルタント手当)

第19条 総括畜産コンサルタント手当は、中央畜産会の実施する総括畜産コンサルタント資格を取得し、かつ、総括畜産コンサルタントに任用された職員に対して支給する。

(特別手当の額)

第20条 会長が特に必要と認めた場合の特別手当支給額は、その都度会長がこれを定める。

### 第3章 休暇等の給与及び減給

(休暇等の給与)

第21条 年次有給休暇、生理休暇(ただし、月3日を限度とする。)、慶弔休暇、夏期休暇、病気休暇、特別休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の給料を支払う。

2 産前産後の休業期間、育児時間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業時間(出生時育児休業時間を含む。)、介護休業期間及び子の看護休暇及び介護休暇期間、裁判員等のための休暇の期間は無給とする。

3 育児短時間勤務、介護短時間勤務をした期間については、時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の給料と諸手当の全額を支給する。

4 振替休日及び代休日は無給とする。

(休職の給与)

第22条 休職を命ぜられた職員に対する給与は支給しない。

(欠勤等の扱い)

第23条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、不就労分に対応する給与は支給しない。この場合の時間数の計算は、分単位とする。

(減給)

第24条 懲戒による減給処分は、減給の期間を1ヵ年以内の範囲において会長がこれを定める。

2 減給の額は、その職員の俸給月額<sup>の</sup>100分の10以内において会長がこれを定め、減給の期間中その者の給与を減額する。

(関係条例)

第25条 この規程に定めていない事項で必要ある場合は、和歌山県職員の給与に関する条例の該当事項に準じて処理する。

附則

- 1 この規程は、平成25年8月23日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 社団法人畜産協会わかやま職員給与規程は廃止する。
- 3 この規程の改正は、平成27年6月1日から施行し、平成27年6月1日から適用する。
- 4 この規程の改正は、令和3年4月1日から施行し、適用する。
- 5 この規程の改正は、令和4年4月1日から施行し、適用する。
- 6 この規程の改正は、令和5年4月1日から施行し、適用する。

別表 (第8条第2項)

職員の給料基準
給与構造改革に伴う外郭団体の給与表等の改正について(平成18年3月13日付け畜第402号和歌山県農林水産部農業生産・就農局畜産課通知)に係る「給与構造改革に伴う外郭団体の給与表等の改正について」の1に定める給料表を準用する。